

久米南町指定給水装置工事事業者の事業廃止等届出要領

1. 届出の手続き

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を提出して下さい。

※添付書類：指定給水装置工事事業者指定書

2. 届出の期間

(1) 給水装置工事の事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に届出をして下さい。

(2) 給水装置工事の事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に届出をして下さい。

3. 届出に関する書類の提出先

届出に関する書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、提出に関する書類は、その受付後は返却しません。

4. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成については、次の注意事項及び記入例を参照して下さい。

(1) 届出に関する書類の記入に際しては、黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。

(2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

参 考

久米南町指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更のあった時、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開した時は、町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 法人にあっては、役員の氏名

(3) 事業所の名称及び所在地

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により指定事項の変更の届出をしようとする指定工事業者は、当該変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

(2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、[第4条第3項第2号](#)に定める書類（誓約書）及び履歴事項全部証明書

3 第1項の規定により給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする指定工事業者は、事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、又事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を提出しなければならない。